

# 甲府市中小企業者等事業承継補助金交付要綱

令和5年4月3日

産第2号

## (趣旨)

第1 この要綱は、市内中小企業等の事業承継を促進し、経営の存続と雇用の維持を図ることを目的に事業承継に必要な資産査定や企業価値の簡易算定等に係る費用を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年1月12日規則第50号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業者)

第2 補助金の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる事業者で、山梨県内に本社を有するものに限る。）で、別表1に掲げるもの。
- (2) 事業承継を検討し、山梨県事業承継・引継ぎ支援センターに相談しているもの。
- (3) 申請時点で、市税を滞納していないこと。
- (4) 代表者又は役員等が、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第1項第1号を除く。）の規定による営業内容の事業者ではないもの。

## (交付対象補助金)

第3 補助金の交付対象となる費用は、別表2に掲げるとおりとする。

## (補助金の申請)

第4 補助金の交付を受けようとする事業者は、甲府市中小企業者等事業承継補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して申請するものとする。

- (1) 山梨県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談申込書兼同意書の写し
- (2) 補助事業に要する経費の領収書の写し
- (3) 市内に事業所があることが確認できる書類の写し（商業登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）、開業届、営業許可証等）
- (4) 補助金の振込先が分かる通帳の写し
- (5) 収支内訳書（別紙1）

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、前項に規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の申請を受けた場合において、その内容を審査し、適當と認めたときは、甲府市中小企業者等事業承継補助金補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第6 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は、不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令又は、この要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が、不適當と認める事由が生じたとき。

2 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なお、その効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月2日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なお、その効力を有する。

別表1（第2関係）

業種	次のいずれかを満たす事業者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業、その他業種（2～6を除く）	3億円以下	300人以下
1のうち、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5千万円以下	100人以下
4 小売業	5千万円以下	50人以下
5 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
6 旅館業	5千万円以下	200人以下

別表2（第3関係）

対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 資産査定等企業価値の簡易算定及び提示	1 報償費 2 旅費	1/3	100千円
2 保有する技術等のノウハウを整理、見える化した引継ぎマニュアルの作成	3 需用費 4 役務費 5 委託料		
3 M&Aの仲介委託などに要する経費	6 使用料及び賃借料		
4 その他事業承継を行うにあたり必要と認められるもの			